

広島高速5号線シールドトンネル工事に係る 建設工事紛争審査会への調停申請について

1 要旨・目的

広島高速道路公社が事業を進めている広島高速5号線シールドトンネル工事において、建設工事紛争審査会に調停申請を行う意思が示されていたことについて、受注者から公社に対し、申請書を提出した旨の連絡があったため状況を報告する。

2 現状・背景

広島高速5号線シールドトンネル工事については、安全・安心に工事を進めるための地元対応により生じた費用、掘削に時間を要していることに伴う現場管理費等が必要となっており、これらの費用負担等に係る契約変更の内容について、受注者から公社に対し、建設工事紛争審査会に調停申請する意思が令和4年7月11日に示されていた。

なお、公社及び受注者は、これまでと同様に安全・安心を第一として、早期完成を目指し工事を継続していくこととしている。

3 概要

(1) 申請の状況

受注者から公社に対し、中央建設工事紛争審査会に申請書を送付したとの連絡が12月5日にあった。

今後、中央建設工事紛争審査会からの通知が到着後、審理が開始となる。なお、現時点で申請内容については不明である。

(2) 工事概要等

工事名：高速5号線シールドトンネル掘削他工事

受注者：大林・大成・広成建設工事共同企業体

工期：平成29年3月31日～令和4年7月12日

請負金額：202億3654万8980円

工事進捗：シールドトンネル工事延長1,407mのうち、

二葉の里側から878m地点まで到達。(令和4年12月5日時点)

(3) 今後の対応

紛争審査会は非公開の場となるが、審査会の審理への影響を考慮しながら、可能なものについては適時適切に報告する。

引き続き、契約変更にあたっては事業主体である公社や広島市と連携し、公正性・透明性の確保を図りながら適切に対応していく。